

信濃町長期振興計画審議会委員募集要領

1 趣旨

町では、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間の総合的な町政運営の指針となる信濃町第6次長期振興計画の策定を行います。

町民の皆様の意見を新たな長期振興計画に反映させていくため、信濃町長期振興計画審議会（以下「審議会」という。）の委員を公募します。

2 募集人員

3名程度

3 応募資格

- (1) 町内に在住する方又は、町内にお勤めの方
- (2) 町の未来を一緒に考えて、町の目指すべき将来像等に関して意見を述べることができる方
- (3) 原則として平日昼間に開催される審議会に出席できる方（年2～3回程度開催予定）

4 任期

1年間（令和5年11月からの予定であり、任期の更新もあり得る。）

5 応募方法

- (1) 所定の申込書に必要事項を記入の上、応募してください。
- (2) 応募は、郵送、持参のほか、ファックス又は電子メールのいずれかの方法とします。
- (3) 応募書類は返却しません。

6 応募期限

令和5年11月15日（水）必着（郵送の場合は、当日消印有効）

7 選考方法

- (1) 書類選考により委員を決定します。
- (2) 選考結果は令和5年11月22日（水）までに応募者に通知します。

8 応募先・問い合わせ先

〒389-1392 信濃町大字柏原 428 番地 2

信濃町役場総務課まちづくり企画係

電話 026-255-1007 FAX 026-255-6103

電子メール kikaku@town.shinano.lg.jp

9 その他

- (1) 審議会は、原則として公開で行われ、議事録は公表されます。
- (2) 委員には、信濃町の規定に基づいて報酬及び旅費が支給されます。
- (3) 応募書類の個人情報は、選考の目的のみに使用します。
- (4) 信濃町長期振興計画の詳細については町ホームページをご参照ください。

ホーム>町政情報>施策・計画>第6次長期振興計画